

令和2年3月20日

市民の皆様
保護者の皆様

鹿屋市
鹿屋市教育委員会

**新型コロナウイルス感染症対策のための小・中学校及び女子高等学校の
春休み期間（3月26日～4月5日）の対応について（お願い）**

日頃から、本市教育行政に多大な御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、児童生徒の感染予防のため、これまで鹿屋市の全小・中学校、鹿屋女子高等学校では、令和2年3月2日（月）午後から25日（水）まで、臨時休業を実施していますが、児童生徒や保護者の負担や心身のストレス等が増大している状況等を踏まえ、26日（木）からの春休み期間については、以下の対応を行いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお取組に当たっては、感染防止の3要素である、①換気を行うこと、②人と人が密接に集まらないこと、③不特定の人と接触する場所に行かないこと、を基本原則として、実施することとします。

記

- 1 児童生徒の運動不足やストレスを解消するため、スポーツ少年団と部活動について、条件を付して屋内及び屋外施設を開放し、運動機会を確保します。【別紙1】
(運動機会の確保が目的であり、試合形式等で生徒同士が接触するような練習は行いません。)

○主な概要（詳細は別紙を参照してください。）

- (1) 対象施設 小中学校の校庭及び体育館、市が所管する体育施設等
(2) 実施条件 週3回以内で1回2時間。体育館は同時に複数の部活動は不可など

- 2 公共施設の公園等を全て開放するとともに、屋内施設については、条件を付して開放します。【別紙2】

○主な概要（詳細は別紙を参照してください。）

- (1) 開放する公園等 各学習センターの広場や公園、その他市が管理する公園等
(2) 条件を付して開放する屋内施設等（利用できる部屋や人数、座席等を指定）
図書館、公民館、各地区学習センター、リナシティ（3階ホワイエ）、児童センター他

- 3 学校受入については、3月31日（火）まで継続して実施します。【別紙3】

○主な概要（詳細は別紙を参照してください。）

- (1) 継続期間 3月26日（木）～3月31日（火）まで平日のみ4日間
(2) 実施条件 受入時間は概ね午前8時頃から午後3時頃まで。給食はありません。

- 4 上記の取扱いについては、直近の全国や九州、本県地域における感染の発生状況によって、見直しを行い、開放等を中止する場合があります。